

第26期第2回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年9月10日(木)午前10時から午前10時55分まで
- 2 場 所 練馬区役所 北庁舎3階 共用会議室
- 3 出席委員 神田靖仁、櫻井祐次、篠貞夫、荘埜晃一、荘光男、瀧澤光弘、
田中聖晃、橋本良子、宮本正裕、山口幸治、吉田照男、渡戸秀行、
渡邊正 計13名
- 4 欠席委員 加藤直正、宮部光夫 計2名
- 5 議 案
 - (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第1号)
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～10号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第11号)
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第12号)
 - (6) 東京都指導農業士の推薦について (第13～16号)
- 6 協 議
 - (1) 令和8年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告
 - (1) 特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

田 中 聖 晃 会 長	皆様、おはようございます。第26期第2回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事 務 局	ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は加藤直正委員、宮部光夫委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。 なお、事務局長は本日所用により欠席させていただいております。
田 中 聖 晃 会 長	今回の署名人は、櫻井祐次委員と篠貞夫委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。 令和8年8月6日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。 【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、宮本正裕委員お願いします。
宮 本 正 裕 委 員	8月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

	(1)の畑には、カキ、ミカンが植わっておりました。また、サトイモ、ニンジン等の野菜を作付けする予定と聞きました。主な耕作者は、譲受人本人であると確認しました。 販売は、庭先直売とのことですが、収穫量が増えてきたらJA直売所に出荷する予定とのことでした。 境界については全て確認できました。 その他、隣接する道路の工事の関係から畑の一部が高くなっており、作業ができない状況であったため、雑草が生えている部分や作付けできていない部分がありました。しかし、現在は工事が完了したため、近日中に雑草の処理を行い、作付けを行う予定とのことでした。 今回の申請は、現在4名の共有名義となっている生産緑地の所有権を、実際に耕作しており8割近い持分の譲受人1人に移転する目的のもので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。
橋 本 良 子 委 員	譲受人と譲渡人とで持分の分母が異なることと、土地の面積との関係について教えてください。
事 務 局	本件の農地は、譲受人と譲渡人の共同で所有されている農地になります。今回、譲渡人の全員の持分を譲受人の方に移転するという持分の移転になります。譲渡人らは異なる時期に相続により持分を取得していることから持分の分母が異なっていますが、各持分を通分して合算すると農地全体の持分となるため、本申請により当該農地の全部が譲受人の単独所有となります。
田 中 聖 晃 会 長	他に何かありますか。 (発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和8年8月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

なお、相続税納税猶予制度とは、相続により取得した生産緑地について、引き続き農業経営を行う場合に相続税の大部分を猶予する制度となっております。本制度においては、相続人が終生営農することが条件とされており、本件は農業委員会が当該相続人の営農意思及び農地の利用状況を確認した上で、適格者であることを証明するものです。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

田中聖晃会長 それでは、山口幸治委員お願いします。

山口幸治委員 8月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
本件は筆の一部のみの申請となりますが、相続が発生した農地を今後分筆して、その一部を特例農地として相続するものです。
こちらの畑には、サトイモ、ネギ等が作付けされておりました。今後は、ハウレンソウ、コマツナ等を作付けする予定とのことでした。
販売は、庭先直売とのことでした。

	境界については、測量は完了しているものの分筆が未完了のため一部杭のない部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	分筆が完了していないとのことですが、杭の入っていない箇所については、どのように境界を確認しましたか。
事 務 局	本件は、売却する農地と相続する農地の分筆が完了していない段階で申請がありました。現在は分筆手続き中ですが、調査時点では分筆が完了していなかったため、杭の入っていない箇所については、申請者が目印として立てたポールで境界の位置を確認しました。
田 中 聖 晃 会 長	他に何かありますか。
橋 本 良 子 委 員	申請者は、耕作を行っておりますでしょうか。
山 口 幸 治 委 員	現在も耕作されており、今後も耕作を行う旨を確認しました。
田 中 聖 晃 会 長	他に何かありますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第 3 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和 8 年 8 月 13 日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。本件は先程の議案のように適格者の証明を受けた特例農地について、引き続き農業経営が行われている旨を 3 年毎に証明するものです。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、宮本正裕委員お願いします。
宮 本 正 裕 委 員	8 月 13 日に、事務局 2 名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、ハウスでキュウリ、トマト、パプリカ等が作付けされておりました。また、露地ではナス、ニンジン、トウモロコシ等が作付けされておりました。 販売は、主に J A 直売所とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに 8 ページです。議案第 4 号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局	議案第 4 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和 8 年 8 月 13 日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、宮本正裕委員お願いします。
宮 本 正 裕 委 員	8 月 13 日に、事務局 2 名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、露地ではオクラ、ナス、シシトウ等が作付けされておりました。今後は、キャベツ、ブロッコリー等を作付けする予定と聞きました。 販売は、庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。 また、畑の一部では深く耕運を行う天地返しにより土壌改良を行っており、将来を見据えた管理がされておりました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに 10 ページです。議案第 5 号および議案第 6 号は同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第 5 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和 8 年 8 月 18 日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、12 ページをお願いします。

議案第 6 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和 8 年 8 月 18 日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 委 員

それでは、私から報告させていただきます。

8 月 18 日に、事務局 2 名と現地調査に行ってきました。

議案第 5 号の（１）の畑には、体験農園が 20 区画あり、キャベツやブロッコリーの苗のほか、ネギ等が作付けされておりました。（２）、（３）の畑には、切り花用のハウスが 4 棟あり、露地でニンジンが作付けされておりました。

議案第 6 号の（１）の畑には、体験農園が 125 区画あり、そのうち 105 区画が埋まっており、ハウス 1 棟と簡易式のトイレもありました。

（２）、（３）の畑には、サトイモ、ピーマン、切り花等が作付けされておりました。

販売は、J A 直売所、庭先直売とのことでした。

境界については一部不明確な部分がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他特に問題ないと思います。よろし

	くお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、議案第 5 号および議案第 6 号は承認とします。 つぎに14ページです。議案第 7 号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和 8 年 8 月 20 日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	8 月 20 日に、事務局 2 名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、高低差のある畑です。クリが 20 本、ビワが 1 本植わっておりました。その他には、カボチャ、モロヘイヤ、ナス等の野菜や切り花が作付けされておりました。 販売は、クリは予約販売、野菜は庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年8月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	8月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、ミカンが20本、クリが4本植わっており、ネギ、カボチャ、バターナッツ等が作付けされておりました。また、畑の一部は秋作のキャベツ、ブロッコリー用に綺麗に耕運されておりました。 販売は、庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年8月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

田中聖晃会長 それでは、渡戸秀行委員お願いします。

渡戸秀行委員 8月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑には、ミカン、クリ、キンカン等が40本程度植わってありました。

(2)の畑には、ミカン、クリが植わってありました。(2)の地図上で一部除かれている部分は、以前鶏舎として使用されており、現在は物置として管理されておりました。

販売は(1)の畑に隣接する直売所での庭先直売とのことです。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

田中聖晃会長 質問などございましたら、お願いします。

櫻井祐次委員	畑の一部が納税猶予から外れているのは、なぜですか。
渡戸秀行委員	(1)の畑の直売所および(2)の畑の物置は、作付けができないので納税猶予から外れております。
櫻井祐次委員	生産緑地に物置を置いて問題ないのでしょうか。
事務局	生産緑地法上では、生産緑地に物置を置くことはできますが、設置した箇所は作付けができなくなるため、その部分について租税特別措置法上は相続税の納税猶予の適用外となります。
田中聖晃会長	他に何かありますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年8月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。 それでは、吉田照男委員お願いします。

吉 田 照 男 委 員	8月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、ミカンが25本、カキが1本植わってありました。 境界については全て確認できました。なお、地図上で一部欠けている部分については、コンクリートが敷かれているため、納税猶予から除かれているとのことでした。 販売は、JA直売所とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。 令和8年8月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在などについて説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、渡戸秀行委員お願いします。
渡 戸 秀 行 委 員	8月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

	自作地では、トマト、ネギ、サトイモ等が作付けされておりました。 また、貸借地では、サツマイモが作付けされており、近隣の小学校の児童や幼稚園児が収穫体験を行っているとのことでした。 申請者の販売先は、庭先直売とのことでした。 こちらの畑は傾斜地となっており、畑の高い部分で境界の一部が不明確となっておりましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに24ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年6月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	8月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、ミカンが8本植わっており、トマト、ジャガイモ

	の収穫が終わったところでした。 販売は、庭先直売と自家消費とのことでした。 境界については全て確認できました。 証明対象者は生前に息子とともに耕作されていたことも確認いたしました。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。
荘 埜 晃 一 委 員	こちらの畑は道路に面していないのですが、周りの環境について教えてください。
櫻 井 祐 次 委 員	申請者の自宅の裏に畑があるため、普段は道路に面した自宅から畑に入る形となっており、畑自体は接道しておりません。
事 務 局	補足いたします。こちらの畑は、平成4年に生産緑地の指定を受けた農地です。当時は、接道要件が生産緑地の指定要件にはなかったため、生産緑地として認められた農地となります。なお、平成12年度以降の生産緑地の指定には、接道要件が義務化されております。
田 中 聖 晃 会 長	他に何かありますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに26ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第13号「東京都指導農業士の推薦について」です。 令和8年7月17日付けで下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。 【被推薦者、推薦理由などについて説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 （発言なし） 承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、本件は承認とします。 つぎに28ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第14号「東京都指導農業士の推薦について」です。 令和8年7月28日付けで下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。 【被推薦者、推薦理由などについて説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 （発言なし） 承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、本件は承認とします。 つぎに30ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

	いします。
事務局	議案第15号「東京都指導農業士の推薦について」です。 令和8年8月14日付けで下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。 【被推薦者、推薦理由などについて説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 (発言なし) 承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、本件は承認とします。 つぎに32ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第16号「東京都指導農業士の推薦について」です。 令和8年8月19日付けで下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。 【被推薦者、推薦理由などについて説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 (発言なし) 承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、本件は承認とします。

事務局

つぎに38ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

令和8年度農地パトロールの実施についてです。

- 1 農地パトロールの実施については記載のとおりです。
 - 2 実施期間は、本日9月10日から11月10日までの2か月間といたします。
 - 3 対象農地は区内の全生産緑地地区となります。
 - 4 担当地区、5 配布資料については机上に配布しておりますので、後ほどご確認ください。
 - 6 調査内容、7 調査にあたっての留意事項は記載のとおりです。
- 39ページをお願いします。
- 8 区内農業者への周知については、農業委員会だより第104号において周知しております。
 - 9 今後の予定です。委員の欠員に伴い、当該委員が担当する地域につきましては、事務局において現地調査を行うこととしております。各委員および事務局の実施分は11月の農地パトロール部会でご確認いただきます。

つぎに、簡単に流れをご説明いたします。本日の総会から11月の総会の日まで、委員の皆様には担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に調査報告書のご提出をお願いします。その後、委員からご指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を12月に農地パトロール部会で報告します。その後、1月には委員の皆様へご報告し、ご意見を頂きます。

皆様のご意見を踏まえて、1月に特別パトロールを行い、2月の農地パトロール部会で文書指導対象地を選定します。

3月の総会では文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者

へ文書を発出します。

つぎに、40 ページをお願いします。

「令和8年度農地パトロール対象農地について」です。

農地パトロールの対象区域につきまして、「練馬区都市計画図2」を拡大した地図を各委員にお渡ししておりますので、この範囲内にある生産緑地の調査をお願いします。調査の結果を報告書にご記入いただき、11月10日の農業委員会総会の際にご提出ください。なお、各委員および各委員の直系ご親族が所有されている生産緑地につきましては、利害関係を有しない橋本良子委員と事務局で調査をいたします。

41 ページをお願いします。令和8年度農地パトロール実施地区数です。後ほどご確認ください。

42 ページをお願いします。農地パトロール調査報告書の記入例です。報告書作成時の参考としてご活用ください。

43 ページをお願いします。農地(生産緑地)の適正管理の認定基準についてです。ご一読いただき、調査の際にお役立てください。

最後にお手元の資料をご確認ください。担当地区につきましては、委員ごとに異なりますので、資料の地図と照らし合わせて調査をお願いします。事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局	「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。 令和8年7月24日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 【報告者、廃止する農園の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て指定後30年経過した生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。 【物件地番・地積、申請者などについて説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和8年8月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 （発言なし） それでは、よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	1枚目の次第をお願いします。 次第4 その他です。事務局から何かありますか。
事 務 局	先月の農業委員会総会の冒頭で、事務局長から尾崎勝美委員のご逝去に伴い、農業委員の補充について正副会長と相談させていただき旨報告いたしました。その後、正副会長と相談させていただきまして、現農業委員の任期がまだ3年近くあることを踏まえ、現在1名欠員となっている委員の補充を行うことを、本日の総会に諮ることいたしました。
田 中 聖 晃 会 長	ただいま事務局から説明があったとおり、現在1名欠員となっている農業委員の補充を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、私から区に補充に向けた手続きを依頼させていただきます。 その他、委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第2回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人